＜子の氏の変更＞

１　概要

子が，父又は母と氏を異にする場合には，その子は，家庭裁判所の許可を得て，父又は母の氏を称することができます。例えば，父母が離婚し，父の戸籍にあって父の氏を称している子が，母の戸籍に移り母の氏を称したいときには，この申立てをして，家庭裁判所の許可を得る必要があります。

なお，父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

２　申立人(申立てができる人)

　・子（子が１５歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

３　申立先

　・子の住所地の家庭裁判所となります。

　・子の住所地が東京都内の場合の申立先は，次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  　　（子の住所地） | 　 （申立先） |
|  東京２３区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村 | 　東京家庭裁判所（本庁） |
|  八丈町，青ヶ島村 | 　東京家庭裁判所八丈島出張所 |
|  大島町，利島村，新島村，神津島村 | 　東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
|  上記以外の市町村（多摩地区） | 　東京家庭裁判所立川支部 |

　　子の住所地が東京都以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

４　申立てに必要な費用

　・収入印紙・・子1人につき800円

　・連絡用の郵便切手・・子1人につき84円×3枚，10円×3枚　（合計282円分）

　　　　　　　　　　　※親権者が住所を同じくする複数の子を代理して１通の申立書で申立てする場合は子1人分で可

５　申立てに必要な書類

　・申立書１通･･【申立書】･【申立書記載例】を参照

　・子の戸籍謄本（全部事項証明書）　１通

　・父・母の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚の場合，父又は母の現在の戸籍に離婚の記載がないときは，現在の戸籍謄本等のほかに，離婚の記載のある改製原戸籍又は除籍の謄本が必要になります。）

　※ 戸籍謄本等は３か月以内に発行されたものを提出してください｡

　※ 事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されてい

ます。